

**令和4年度 看護職員資質向上推進事業委託業務
公募型プロポーザル説明書**

1 趣旨

奈良県の看護職員確保を図るため、看護職員を対象とした各種研修事業の企画・運営に係る業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定します。

2 業務概要

(1) 名称

令和4年度 看護職員資質向上推進事業委託業務

(2) 業務の内容及び委託料上限額

次に掲げる事業の企画・運営業務

看護職員資質向上推進事業（業務の内容は別添事業委託仕様書に記載のとおり）

3, 0 9 1 千円（うち取引に係る消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）

内訳ごとの上限額	(1) 実習指導者講習会	2, 6 2 3 千円
	(2) 看護教員継続研修	4 6 8 千円

なお、当該事業に要した経費の実支出額と契約額とのいずれか低い額を受託者に支払うものとする。

(3) 契約期間

契約日から令和5年3月31日まで

(4) 留意事項

本事業の実施について、国の交付金等の状況により、契約内容を変更する場合があります。また、その場合においても、本事業の受託者募集への応募に要した経費を請求することはできません。

3 参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当する者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 奈良県の物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者名簿に登録している者にあつては、参加申込書提出時点において、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置の期間中でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条に規定する更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをな

されていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

- (4) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (5) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てがされなかったものとみなす。
- (6) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- (7) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- (8) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこと。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (11) 公告の日から過去5年以内に、国又は地方公共団体から看護職員を対象とした研修に関する業務を受託し、誠実に履行した実績があること。

4 提出書類

プロポーザルに参加を希望する事業者は、次の書類を作成して提出してください。

なお、責任の所在を明確にする観点から、共同提案は受け付けません。

- (1) 参加申込書の提出 各1部
 - ア 参加申込書 (様式1)
- (2) 企画提案書の提出 各正1部 副5部
 - ア 企画提案書（表紙） (様式2)
 - イ 事業者概要書 (様式3)
 - ウ 同種又は類似の業務実績 (様式4)

公告の日から過去5年以内に、国又は地方公共団体から看護職員を対象とした研修に関する業務を受託した実績を記載すること。
 - エ 実施体制 (様式5)

- ・実習指導者講習会

本講習会を担当する職員が、看護教員養成講習会、実習指導者講習会等の受講者であり、専任教員及実習指導者の経験を有していることを記載すること。

担当する職員が看護教員養成講習会、実習指導者講習会等の受講者でない場合又は専任教員及び実習指導者の経験を有していない場合は、経歴や経験などについて記載すること。

- ・看護教員継続研修

研修責任者及び担当者が、看護教育に関する知識を有していることを記載すること。

また、看護教員のニーズを把握することができるよう看護教員で構成される団体との関係性を構築していることが分かることを示すこと。

オ 事業計画書 (様式6)

- ・実習指導者講習会については、看護教育における実習の意義及び実習指導者としての役割を理解し、実習指導に必要な知識・技術の修得が効果的に達成されるような研修内容であると分かるように記載すること。
- ・看護教員継続研修については、医療・看護を取り巻く状況の変化、看護の役割と求められる看護教育、授業や実習指導を通しての課題と対処、授業設計や方法といった教育実践能力の向上に関すること、学生指導（生活・学習等）、コミュニケーション能力の向上等を踏まえるなど、看護基礎教育の一層の充実が効果的に達成されるような研修内容であると分かるように記載すること。
- ・新型コロナウイルス対策下における、看護学生の実習機会の減少等の教育環境の変化を踏まえ、生じる課題とその対処方法を学ぶことのできるような研修内容であると分かるように記載すること。
- ・研修スケジュールを示し、受講しやすさ等の特性を示すこと。
- ・教室・演習室・図書室の図面及び配席が分かる資料を添付し、学習環境について記載すること。
- ・別記「個人情報取扱特記事項」を遵守した個人情報等の管理上の効果的な対策・個人情報等の保護に関する従業者への効果的な研修対策を記載すること。

カ 感染防止対策 (様式7)

- ・eラーニング・オンライン受講の活用等、受講にあたっての感染リスクを軽減した実施体制を示すこと。
- ・対面型研修を実施する場合は、会場、受講者、講師・職員について、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」等、感染防止対策を具体的に示すこと。

キ 見積書 (様式8)

- ・本事業において実施する「実習指導者講習会」「看護職員継続研修」について、それぞれの事業費を区別できるよう作成すること。

(※) 上記ア～キの企画提案書等については、原本以外は提案者を特定することができる内容の記述（社名、印鑑、ロゴマーク、コーポレートカラー等）を記載してはいけません。記載がある場合は、その項目を無効とします。

5 参加申込書の提出

(1) 提出期限

令和4年4月8日（金）の午後4時まで

(2) 提出方法及び提出先

提出方法は、持参又は郵送によるものとします。

なお、郵送による場合は、書留郵便によることとし、令和4年4月8日（金）午後4時までに到着したものに限り受け付けます。

提出先は「13 問い合わせ先」に同じです。

(3) 提出書類

4（1）で示す書類

6 質問及び回答

(1) 質問受付期限

令和4年4月5日（火）の午後4時まで

(2) 質問方法

別紙質問票（様式9）に質問内容を記入し、事前に電話連絡の上、ファクシミリ又は電子メールにより提出してください（審査の内容に関係しない軽易な質問を除き、電話又は口頭による質問は受け付けません。）。

連絡先・提出先は「13 問い合わせ先」に同じです。

(3) 回答方法

各事業者からの質問については、参加申込書の提出があった全事業者あて、令和4年4月7日（木）午後4時までにファクシミリで回答します。併せて、回答内容をホームページ上で公表します。

7 企画提案書の提出

(1) 提出期間

令和4年4月15日（金）の午後4時まで

(2) 提出方法及び提出先

提出方法は、持参又は郵送によるものとします。

なお、郵送による場合は、書留郵便によることとし、令和4年4月15日（金）午後4時までに到着したものに限り受け付けます。

提出先は「13 問い合わせ先」に同じです。

(3) 提出書類

4（2）で示す書類

8 企画提案書の審査

(1) 最優秀提案者の選定及び審査基準

提出された企画提案書について、「奈良県看護職員資質向上推進事業委託事業者選定委員会」(以下「委員会」という。)において、別紙1の審査基準に基づき審査を行うものとし、各委員の評価点を合計した点数が最も高い者を最優秀提案者として選定します。

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

提出された企画提案書の審査については、以下の通りプレゼンテーション及びヒアリングを行います。なお、プレゼンテーション及びヒアリングを欠席した場合は失格とします。

① プレゼンテーション及びヒアリングの日時・場所は以下を予定しています。

日時：令和4年4月20日（水）（予定）

場所：奈良県会計局総務課入札室（奈良県庁主棟6階）（予定）

② プレゼンテーション及びヒアリングの出席者は3名までとします。

③ プレゼンテーション及びヒアリングの時間配分は1提案者あたり20分（内訳はプレゼンテーション10分、ヒアリング10分）とします。

(3) 審査結果の通知

審査の結果は、企画提案書を提出された全事業者あて、書面により通知します。

あわせて、審査の結果をホームページ上で公表します（最優秀提案者以外の応募者名は表示しません。）。

9 委託契約の締結について

審査の結果、選定された最優秀提案者を受託者として、奈良県契約規則に基づき委託契約を締結します。

契約額は、企画提案書に記載された所要経費の見積額がそのまま採用されるのではなく、最優秀提案者との協議により業務仕様書を確定した後に決定します。また、契約に際しては、正式の見積書を提出することになります。なお、この協議が不調に終わった場合には、原則、審査において次点となった事業者を受託者として、同様の手続を行うこととします。

10 契約の不締結

最優秀提案者の選定後、契約締結までの間に、最優秀提案者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

(1) 最優秀提案者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）

第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。)であるとき。

- (2) 暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 最優秀提案者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 最優秀提案者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3) 及び (4) に掲げる場合のほか、最優秀提案者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」といいます。)に当たって、その相手方が(1) から(5) までのいずれかに該当することを知らなから、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る下請契約等に当たって、(1) から(5) までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合((6) に該当する場合を除きます。)において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

11 契約の解除

契約締結後、契約者について10の(1) から(7) までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、10の(1)、(3)、(4) 及び(5) 中「最優秀提案者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

12 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 提出されたすべての書類は返却しません。なお、本プロポーザルに係る審査以外には使用しません。
- (3) 必要に応じ、追加資料の提出を求めることがあります。
- (4) 一旦提出された書類の差し替え及び追加、削除は、原則として認めません。
- (5) 提出書類の作成、提出等に要する費用は各事業者の負担とします。
- (6) 応募者が次の事項に該当した場合は、失格とする。
 - ① 上記3に示した参加資格が備わっていないとき。
 - ② 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
 - ③ 提出のあった提案書等が様式及び記載すべき事項に適合せず、県の定めた期日までにその

補正に応じないとき。

- ④ 一以上の審査項目についての記載がなかったとき。
 - ⑤ 内訳ごとの委託上限金額を超える見積書が提出されたとき。
 - ⑥ その他不正な行為があったとき。
- (7) 提出書類を提出後に、応募者が入札参加停止等の事由に至った場合は、以後の本件に関する
手続の資格を失うものとします。
- (8) 提出書類を提出した後に辞退する場合は、速やかに奈良県まで連絡するとともに、書面によ
り届けてください。
- (9) 受託者は、本件業務を第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、あら
かじめ奈良県の承認を受けた場合はこの限りではありません。
- (10) 別紙2「公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）」を遵守するものとします。
- (11) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、感染症対策等を考慮し、募集の中止・延期を行
う場合があります。また、委託事業者決定後であっても、委託事業を中止にする場合があり、
契約締結後においても委託事業の中止、委託内容の変更、それらに伴う、契約額の変更を行う
場合があります。
- (12) その他定めのない事項については、地方自治法、同法施行令及びその他関係法令並びに奈良
県個人情報保護条例、奈良県契約規則及びその他の奈良県が制定する関係条例・規則等に従う
ものとします。
- (13) 新型コロナウイルス感染症対策に伴い、出社ができない等の理由により、本説明書中4（1）
及び（2）に規定する参加申込書及び企画提案書に関し、それぞれ定める提出期限までに代表
者印の押印ができない場合は、代表者印の押印がない書類の提出も可とします。この場合は、
押印できない理由を可能な限り具体的に記した理由書を併せて提出してください。

13 問い合わせ先

奈良県福祉医療部医療政策局地域医療連携課医師・看護師確保対策室看護師対策係

〒630-8501 奈良市登大路町 30 番地 奈良県庁主棟 3 階

TEL : 0742-27-8655（ダイヤルイン）

FAX : 0742-27-7811

e-mail : ishikangoshi@office.pref.nara.lg.jp

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第6 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、本契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(取扱状況についての指示等)

第10 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況及び本契約の遵守状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は実地の調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第12 乙は、その責めに帰すべき事由により、本契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

看護職員資質向上推進事業 業務委託事業者選定に係る審査基準
審査対象事項

審査項目	審査基準	配点 ①×②	基本 点数 ①	評価 係数 ②
1 業務実績 (10点)	① 医療機関や看護職員を対象とした研修に関する実績を豊富に有しているか。	10点	5点	2.0
2 実施体制 (30点)	① 実習指導者講習会 研修責任者又は担当者は、専任教員養成講習会、実習指導者講習会等の受講者で、専任教員及び実習指導者の経験を有しているか。	10点	5点	2.0
	② 看護教員継続研修 研修責任者又は担当者は、看護教育に関する知識を豊富に有しているか。	10点	5点	2.0
	③ 看護教員継続研修 研修責任者又は担当者は、看護教員のニーズを把握するため、看護教員で構成されている団体との関係性を構築することに努めているか。	10点	5点	2.0
3 事業理解 (20点)	① 実習指導者講習会 看護教育における実習の意義及び実習指導者としての役割を理解し、実習指導に必要な知識・技術の修得が効果的に達成されるような研修内容となっているか。 ② 看護教員継続研修 医療・看護を取り巻く状況の変化、看護の役割と求められる看護教育、授業や実習指導を通しての課題と対処、授業設計や方法といった教育実践能力の向上に関すること、学生指導（生活・学習等）、コミュニケーション能力の向上等を踏まえるなど、看護基礎教育の一層の充実が効果的に達成されるような研修内容となっているか。 ③ 新型コロナウイルス対策下における、看護学生の実習機会の減少等の教育環境の変化を踏まえ、生じる課題とその対処方法を学ぶことのできる研修内容となっているか。	20点	5点	4.0
4 スケジュール (10点)	① 受講者が参加しやすいような研修スケジュールとなっているか。	10点	5点	2.0
5 受講環境等 及び感染防止 対策 (10点)	① eラーニング・オンライン受講の活用等、受講にあたっての感染リスクを軽減した実施体制であるか。 ② 対面型研修を実施する場合は、会場、受講者、講師・職員について、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」等、感染防止対策がとられているか。	10点	5点	2.0
6 個人情報保 護等情報管 理 (10点)	① 個人情報等の管理上の効果的な対策（運用上の仕組みやルール作り）について記述されているか。 ② 個人情報等の保護に関する従業者への効果的な研修対策（計画）について記述されているか。	10点	5点	2.0
7 経費 (10点)	① 評価点数は、次の式により求める。 評価点数＝10点×（最も安価な見積額÷当該提案者が提示する見積額） ※小数点以下切り捨て	10点		
	合 計	100点		

- ・採点方法は、上記項目ごとに合計100点満点で評価を実施する。
- ・提案が複数ある場合は、各委員の合計得点の総計が満点の6割以上の者のうち最も高い得点を獲得した者で、かつ、審査委員会の合議により認められた者を、最優秀提案者として選定する。
ただし、審査の結果、評価項目のうち全審査委員の得点の平均が満点の5割未満の項目が一以上ある提案者は、受託事業者として特定しない。
- ・提案者が1者の場合、評価基準による得点が6割以上で、かつ審査委員の合議により認められたものについては、当該提案者を受託事業者として特定することとする。
ただし、評価項目のうち全審査委員の得点の平均が満点の5割未満の項目が一以上ある場合は、受託事業者として特定しない。

項目別配点

審査（評価）		配 点
極めて高い	（極めて良好）	5
高 い	（良好）	4
中 位	（普通）	3
やや低い	（やや不十分）	2
低い	（不十分）	1

<別紙2>

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。